

自動車運転代行業公表対象処分表

被 処 分 者	認 定 証 番 号	鳥取県公安委員会 第147号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	K運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	境港市
処 分 年 月 日		令和5年11月30日
処 分 内 容		認定の取消し
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第2号に規程する欠格要件に該当するため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項第2号
処分を行った公安委員会		鳥取県公安委員会